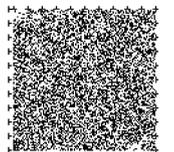
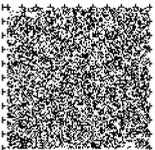


第2章 三鷹市の現状





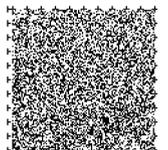
第1節 第二期計画における三鷹市の取組

(1) 第二期計画の概要

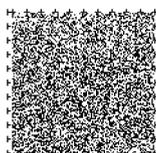
第二期計画では、次に掲げる施策を進めてきました。

図表 第二期計画の概要

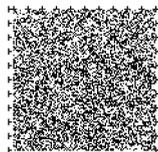
大項目	小項目	施策
1 計画の改定等と推進	(1) 計画の改定等と推進	① 「健康福祉総合計画 2022（第2次改定）」の推進
		② 「第二期障がい者（児）計画（障がい者計画・障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）」の推進と次期計画の策定
2 障がい者を支える環境づくり	(1) 障がい者の権利保障	① 障がい者差別解消の取り組み
		② 障がい者虐待防止の取り組み
		③ 権利擁護センターみたかの運営の充実
	(2) 「コミュニティ創生」による「共に生きる」地域づくり	① 地域ケアネットワーク推進事業の充実と発展
		② 災害時避難行動要支援者支援事業の推進
		③ 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画の作成
		④ 避難所運営体制の強化
	(3) バリアフリーのまちづくり	① バリアフリーのまちづくりの推進
		② 心のバリアフリーの推進
		③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上
④ ソーシャルメディアやスマートフォン等の普及を踏まえた情報提供のあり方の検討		
⑤ 広報・啓発活動の充実		
3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立	(1) わかりやすい情報提供	⑥ 地域住民の理解促進
		① わかりやすい情報提供の充実
		② ライフステージに切れ目なく支援をつないでいく体制の整備
	(2) 相談機能の充実	③ 「障がい者のためのしおり」のさらなる充実と活用
		① 基幹相談支援センターの円滑な運営と充実
		② 障がい者ケアマネジメント体制の推進
	(3) 福祉サービス利用者等への支援	③ 誰もがアクセスできる・アクセスしやすい相談窓口の充実
		① 福祉サービス利用援助事業の推進
		② 適切な福祉サービス利用と利用者ニーズの把握に向けたモニタリングの推進
		③ 福祉サービス未利用者への対応強化



大項目	小項目	施策
4 社会参加と交流の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進	① 障がい者のスポーツ機会の充実
		② 社会参加の条件整備
		③ 利用しやすい移動手段の確保
		④ コミュニケーション支援の充実
		⑤ 文化芸術活動の推進
	(2) 障がい者の就労の推進	① 障がい者の一般就労の推進
		② 雇用側への積極的な働きかけ
		③ 福祉的就労の充実
		④ 就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携
⑤ 市における就労体験の機会充実		
(3) 交流の推進	① 支え合う意識づくり	
	② 福祉教育の推進	
	③ 図書館利用における障がい者への支援	
5 地域における自立生活の支援	(1) 障害者総合支援法の適切な運営	① 自立支援給付事業の適切な実施と地域生活支援事業の推進
		② 障がい者等に関する調査の実施
	(2) 障がい者の自立生活支援	① 北野ハピネスセンターの効果的な運営
		② 地域生活支援拠点の機能の充実
		③ 家族支援の充実
		④ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
		⑤ 障がい者の自立生活支援に向けた地域移行の推進
		⑥ 地域定着支援の充実
		⑦ 障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進
		⑧ 精神障がい者施策の充実
		⑨ 高齢障がい者への支援
	(3) 障がい児の生活支援	① 発達障がい児等の支援体制の充実
		② 「育てにくさ」への支援
		③ 子ども発達支援センターの機能の充実
		④ 障がい児等の療育支援の充実
		⑤ 障がい児福祉サービス等の充実
		⑥ 重症心身障がい児対象の児童発達支援等の充実
		⑦ 医療的ケア児への支援体制の充実
		⑧ 障がい児・医療的ケア児の保育環境の整備
		⑨ 障がい児等に対する子育て支援施設等の保育力向上



大項目	小項目	施策
6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保	(1) 施設整備の推進	① 福祉センター・総合保健センター等の集約による機能の充実
		② 障がい者福祉施設の整備
	(2) 障がい者福祉施設の充実	① 障がい者グループホームの設置の支援
		② 民間障がい者施設への支援
	(3) サービスの質と人財の確保	① 障がい者を地域で支える担い手の確保
		② 第三者評価事業の推進と支援
③ 社会福祉法人に対する指導監査の充実		
④ 障害福祉サービス事業者等に対する指導検査の充実		
7 推進体制の整備	(1) 計画の推進体制	⑤ 居住系サービスを中心とした事業者連携体制の構築
		⑥ 感染症に対する備え
	(2) 関係機関等との連携	① 障がい者地域自立支援協議会の運営の充実
		② 関連個別計画との連携・整合
		① 保健・医療・福祉・教育等の縦横連携の強化
		② 福祉総合案内の充実
③ 関係団体等との連携による施策の充実		



(2) 第二期計画で掲げた重点課題に対する取組と課題

第二期計画では、六つの重点課題を掲げ、様々な取組を進めてきました。ここでは、主な取組と課題についてまとめています。

① 重点課題1 情報提供～必要な情報を的確に届けます～

「障がい者のためのしおり」について、電子化等、障がいのある人やその家族等がより使いやすいものにするための改善を図りました。市職員が障がいの特性を理解した接遇・わかりやすい情報提供ができるよう、研修を行ったほか、「差別解消法職員ハンドブック」を配布しました。

一方で、国や東京都、市役所、社会福祉協議会等、多数の機関が支援・情報を提供しているため、利用可能なサービス等について、障がいのある人やその家族等が得たい情報や適切な相談先に結び付くことが難しい場合があり、引き続き課題となっています。

② 重点課題2 就労の促進～障がい者の就労を支援します～

障がいのある人への支援として、就労セミナーや出張講座を開催したほか、就労後の職場定着、生活支援について関係機関と連携して支援しています。

また、雇用側への働きかけとして「障がい者の就労を考えるつどい」を開催するなど、障がい者雇用の事例、制度の情報提供を行いました。

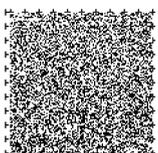
一方で、週20時間未満の短時間雇用を行う事業所の新規開拓及び周知が不足していることや、他市の就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携が不十分な点等が課題となっています。

③ 重点課題3 地域移行

～医療機関・施設等から地域生活への移行を促進します～

精神科病棟等の長期入院患者等で退院希望のある人が地域移行・定着できるよう、地域移行支援や自立生活援助等の障害福祉サービスの支給を行いました。

一方で、重度化・高齢化した人が退院する場合、住まいや日中活動の場の確保が困難なケースが多いほか、新型コロナウイルス感染症の影響により面会や外出の機会が制限されたため、地域移行が進んでいない現状があります。



④ 重点課題4 障がい児支援～障がい児への支援を充実します～

子ども発達支援センターと総合保健センターが連携して行う、「子育て支援プログラム」を通じて、早期の発達支援を行うほか、子ども発達支援センターにおける相談支援システムの強化を図りました。また、医療的ケア児に対して関係分野の支援を調整するコーディネーターを1名配置し、総合的な切れ目のない支援の提供に向けた体制の構築を図っています。

一方で、地域の理解促進に向けた情報発信や啓発の強化は十分とはいえません。さらに、障がい児保育の実施に必要な保育士等の人財確保、育成や関係機関との更なる連携も必要です。

⑤ 重点課題5 地域での生活のしやすさ

～地域で安心して暮らしていけるようにします～

切れ目のない支援を継続して提供できるよう、必要に応じてケースカンファレンス等を実施しているほか、特別支援学校等の生徒・保護者を対象としたライフステージに対応した福祉サービスの利用案内等を行っています。

また、福祉タクシー券の交付対象を拡大したほか、移動支援事業を担うガイドヘルパーの養成研修を開催するなど、障がいのある人の移動の支援を行うことで、社会参加を推進しています。

一方で、民間バスの路線廃止や減便、コミュニティバスの運行本数の少なさ、ガイドヘルパーの不足等、障がいのある人の移動支援を取り巻く環境は依然として厳しいものとなっています。

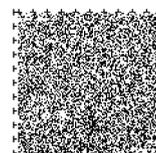
⑥ 重点課題6 相談支援～誰もが相談しやすい相談支援体制を整備します～

障がい者相談支援センターぽっぴや地域活動支援センターまちかど、障がい者自立支援センターゆー・あい等、様々な相談窓口を開設しています。

三鷹市役所では手話通訳者を設置（毎週金曜日）しています。

一方で、相談窓口が複数あることにより、相談者がどの窓口を選択するか戸惑う場面がある、夜間・休日に対応する相談窓口がない等の課題が残っています。

また、一人ひとり異なる障がいの特性や生活実態に合わせて多様なサービスを総合的に提供するために不可欠な相談支援専門員が不足しています。



第2節 統計で見る障がいのある人の現状

(1) 身体障がいのある人の状況

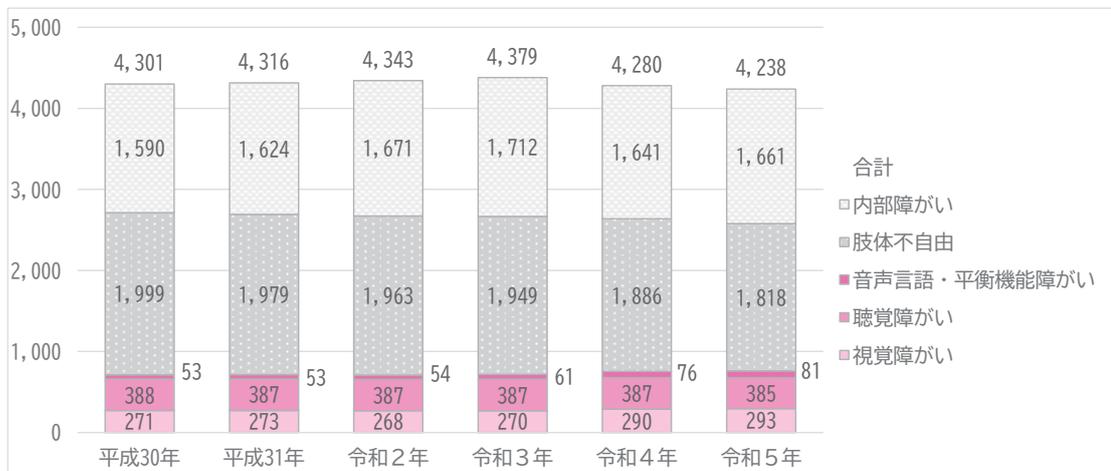
身体障害者手帳所持者数を見ると、近年は4,300人前後と横ばいで推移しており、令和5年4月1日時点では4,238人となっています。

障がいの部位別に見ると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和5年には1,818人と、身体障害者手帳所持者のうち約43%を占めています。

年齢区分別に見ると、いずれの年齢層でも横ばいで推移しています。

図表 身体障害者手帳所持者数（障がいの部位別）の推移

単位：人



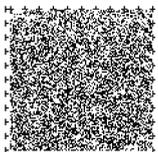
※各年4月1日現在

図表 身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



※各年4月1日現在



(2) 知的障がいのある人の状況

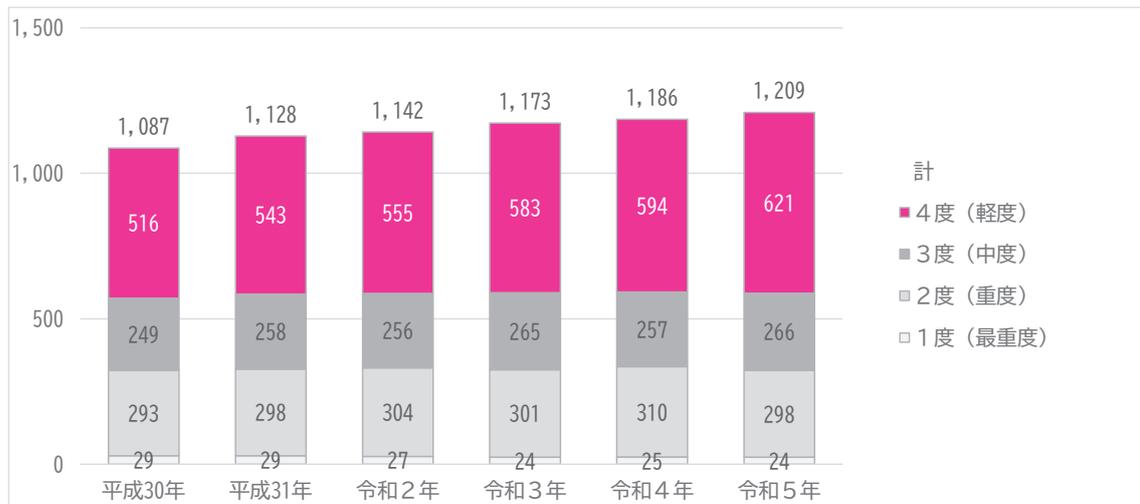
愛の手帳所持者数を見ると、増加傾向が続いており、令和5年4月1日時点では1,209人となっています。

手帳の等級別に見ると、特に「4度（軽度）」で大きく増加しています。

年齢区分別に見ると、「18歳以上65歳未満」で大きく増加しており、令和2年以降は800人台となっています。

図表 愛の手帳所持者数（等級別）の推移

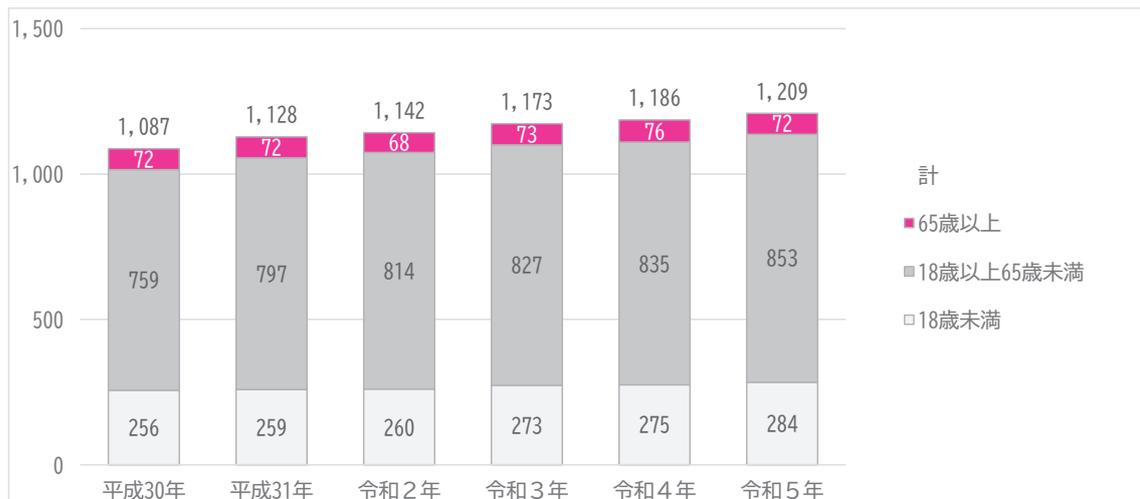
単位：人



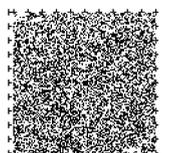
※各年4月1日現在

図表 愛の手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



※各年4月1日現在



(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を見ると、令和5年には2,030人と、なっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人



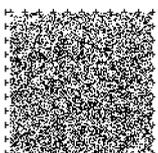
※各年4月1日現在

図表 令和5年度における精神障害者保健福祉手帳所持者数
(年齢区分別・等級別)

単位：人

年齢区分	手帳所持者数	等級	手帳所持者数
18歳未満	46	1級	132
18歳以上 65歳未満	1,655	2級	998
65歳以上	329	3級	900
合計	2,030	合計	2,030

※令和5年4月1日現在



(4) 難病患者等の状況

「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもののことをいいます（「難病の患者に対する医療等に関する法律」による。）。難病のうち、国が定めるものを「指定難病」といい、現在、338疾病が指定されており、医療費や一部の介護サービスに係る費用について助成が行われています。

東京都では、指定難病に加え、独自に8疾病等も対象として医療費等の助成を行っています。

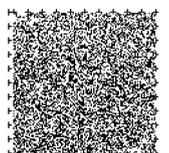
令和5年4月1日現在、三鷹市で東京都の難病等医療費助成を受けている人は、1,689人です。

図表 東京都の難病医療費助成を受けている人数の推移

単位：人



※各年4月1日現在



(5) 障がい支援区分の新規・更新状況

障害福祉サービスの利用には「障がい支援区分」の認定が必要になることがあります。「障がい支援区分」とは、障がいのある人が必要とする支援の度合いを総合的に示したもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

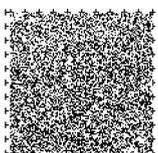
平成30年以降の認定者数（新規、更新分）の推移は以下のとおりです。

図表 障がい支援区分認定者数（区分別）の推移

単位：人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	2	3	1	1	1	0
区分2	67	94	68	45	75	74
区分3	45	94	75	42	95	89
区分4	44	76	52	43	61	67
区分5	34	65	37	22	42	42
区分6	69	100	59	72	67	56
合計	261	432	292	225	341	328

※各年4月1日現在。審査会で認定された人数。



(6) 児童・生徒の状況

① 保育園

本市では、令和5年4月現在、認可保育園では26人、うち公立（公設公営）保育園8園で14人、公立（公設民営）保育園2園で2人、私立保育園8園で10人のケアプラス保育を行っています。

図表 認可保育園における預かり状況

単位：人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
年齢別人数	0	3	2	5	12	4	26

※令和5年4月1日現在

図表 認可保育園における預かり状況

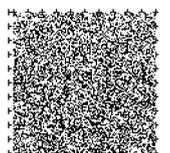
単位：人

	公立 (公設公営)	公立 (公設民営)	私立 (公私連携)	私立	合計
保育園別人数	14	2	4	6	26

※令和5年4月1日現在

図表 市内の保育園

公立（公設公営） （8園）	中央保育園、南浦東保育園、あけぼの保育園、新川保育園、中原保育園、下連雀保育園、上連雀保育園、野崎保育園
公立（公設民営） （2園）	東台保育園、牟礼保育園
私立（公私連携） （4園）	三鷹西野保育園、三鷹ちどりこども園、三鷹南浦西保育園、三鷹赤とんぼ保育園
私立 （4園）	みたか小鳥の森保育園、みたかつくしんぼ保育園、京進のほいくえん HOPPA たかの子、椎の実子どもの家



② 小学校・中学校

本市の小・中学校の通常の学級には、医療機関等で何らかの障がいの診断を受けた人のほか、医療機関等では診断を受けていないが、それらの障がいに類する状態の児童・生徒が在籍しています。そのうち、令和5年4月現在、小学校では419人の児童が、中学校では142人の生徒が通級による指導を受けています。

また、固定制の教育支援学級は、小学校5校20クラスに133人の児童が、中学校5校11クラスに80人の生徒が在籍しています。

図表 教育支援学級の児童・生徒数と学級数

単位：人

	児童・生徒数			学級数		
	固定学級	通級学級	合計	固定学級	通級学級	合計
小学校	133	419	552	20	4	24
中学校	80	142	222	11	—	11
合計	213	561	774	31	4	35

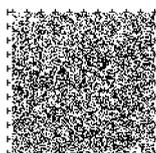
※令和5年4月1日現在

図表 学年別に見た教育支援学級利用者数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	9	85	111	127	98	122	552
中学校	68	75	79	—	—	—	222

※令和5年4月1日現在



図表 教育支援学級設置校・通級教室実施校一覧

○ 通級制の教育支援学級設置校（児童・生徒が設置校へ通級する）

小学校（1校）：南浦小学校（難聴・言語障がい）

○ 校内通級教室実施校（教員が拠点校から巡回校へ出向いて指導を行う）

小学校（15校・情緒障がい等）：

拠点校：第二小学校（さくら木教室）	巡回校：井口小学校
拠点校：第五小学校（つばさ教室）	巡回校：高山小学校
拠点校：第七小学校（ポプラ教室）	巡回校：第三小学校
拠点校：南浦小学校（むつみ教室）	巡回校：第四小学校、第六小学校
拠点校：中原小学校（むらさき教室）	巡回校：東台小学校
拠点校：北野小学校（けやき教室）	巡回校：第一小学校
拠点校：羽沢小学校（せせらぎ教室）	巡回校：大沢台小学校

中学校（7校・情緒障がい等）：

拠点校：第二中学校	巡回校：第四中学校、第七中学校
拠点校：第六中学校	巡回校：第一中学校、第三中学校、第五中学校

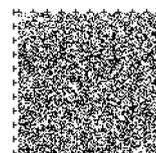
○ 固定制の教育支援学級設置校（知的障がい）

小学校（5校）：

第六小学校、第七小学校、大沢台小学校、高山小学校、東台小学校

中学校（5校）：

第一中学校、第三中学校、第四中学校、第五中学校、第七中学校



③ 公立特別支援学校等

令和5年10月現在、都立特別支援学校小学部に53人の児童が、中学部に31人の生徒が在籍しています。このほかに、国立特別支援学校小学部に1人、中学部に1人、県立特別支援学校小学部に2人、県立特別支援学校中学部に1人、私立特別支援学校小学部に2人在籍しています。

図表 公立特別支援学校等の児童・生徒数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
小学校	12	9	9	10	10	8	58
中学校	7	17	9	—	—	—	33
高等学校	12	14	13	—	—	—	39

※令和5年10月1日現在

図表 公立特別支援学校等一覧

小学校（9校）

大塚ろう学校小学部、清瀬特別支援学校小学部、久我山青光学園小学部、小金井特別支援学校小学部、調布特別支援学校小学部、府中けやきの森学園小学部、立川ろう学校小学部、小平特別支援学校小学部、墨東特別支援学校小学部

中学校（4校）

久我山青光学園中学部、清瀬特別支援学校中学部、調布特別支援学校中学部、府中けやきの森学園中学部

高等学校（1校）

府中けやきの森学園高等部

④ 学童保育所

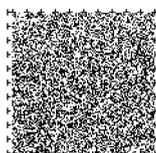
市内のすべての学童保育所で障がいのある児童の受入れを行っており、令和5年4月現在、23箇所の学童保育所に38人の児童が入所しています。

図表 学童保育所入所者数

単位：人

	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
学童保育所	7	15	10	6	38

※令和5年4月1日現在



第3節 実態調査で見る障がいのある人の現状

(1) 調査の概要

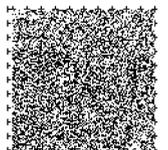
本計画を策定するにあたり、障がいのある人の生活実態や障がい福祉に関する意識、意向等を把握する実態調査を実施しました。

(2) 調査対象と回収状況

調査対象及び回収状況は次のとおりです。

図表 調査対象及び回収状況

調査種別	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
A 障がい者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の18歳以上65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※手帳の種類ごとに1/2を無作為抽出 ● 市内在住の18歳以上65歳未満の自立支援医療（精神通院）受給者 ※手帳所持者を除く1/2を無作為抽出 ● 市内在住の18歳以上65歳未満の難病医療費助成受給者 ※1/2を無作為抽出 	2,222票	837票	37.7%
B 障がい児調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の18歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ● 市内在住の18歳未満の自立支援医療（精神通院）受給者 ※手帳所持者を除く ● 市内在住の18歳未満の難病医療費助成受給者 	401票	190票	47.4%
C 入院中精神障がい者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関に長期（1年以上）入院中の精神障がい者 	189票	79票	41.8%
D 施設入所者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者施設に入所中の障がい者 	123票	96票	78.0%
E 医療的ケア児・者調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の医療的ケアを必要としている障がい児・者 	40票	31票	77.5%



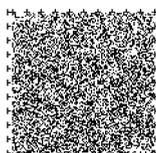
調査種別	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
F 高齢障がい者 調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内在住の65歳以上の身体障害者手帳所持者のうち視覚障害及び聴覚障害1・2級の者（64歳以前に当該手帳を取得した者） ● 市内在住の65歳以上の愛の手帳所持者（64歳以前に当該手帳を取得した者） ● 市内在住の65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者（64歳以前に当該手帳を取得した者） 	219票	96票	43.8%

(3) 調査方法と調査時期

調査方法と調査時期は次のとおりです。

図表 調査方法と調査時期

調査種別	調査方法	調査時期
A 障がい者調査 B 障がい児調査 E 医療的ケア児・者調査	郵送による配布 郵送・Webによる回収	令和4年9月
C 入院中精神障がい者調査 D 施設入所者調査 F 高齢障がい者調査	郵送による配布・回収	令和4年10月



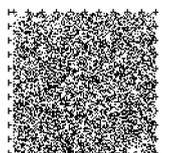
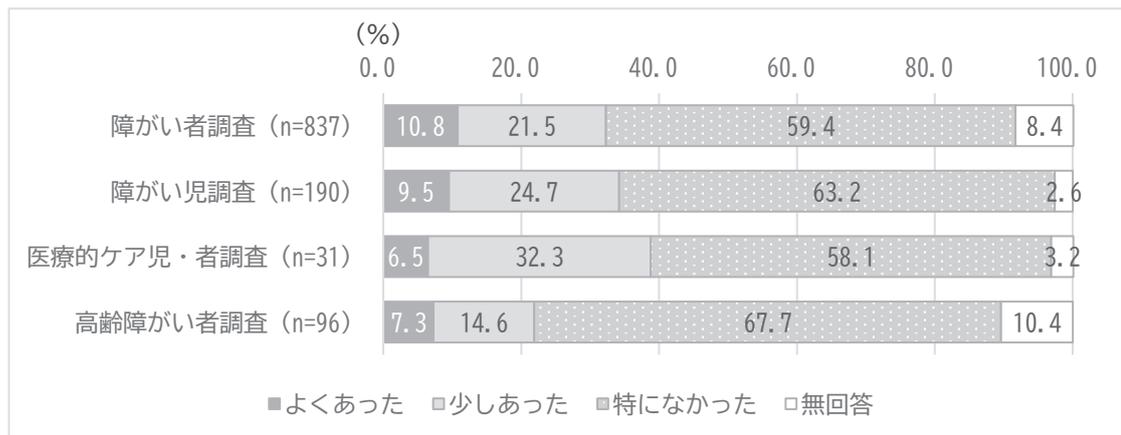
(4) 調査結果（概要）

① 障がいに対する理解

過去1年間に差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるかについては、障がい者調査、障がい児調査では「よくあった」が1割前後を占めています。

「少しあった」は、医療的ケア児・者調査では32.3%を占めているほか、障がい者調査では21.5%、障がい児調査では24.7%となっています。

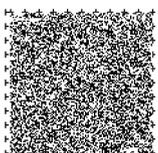
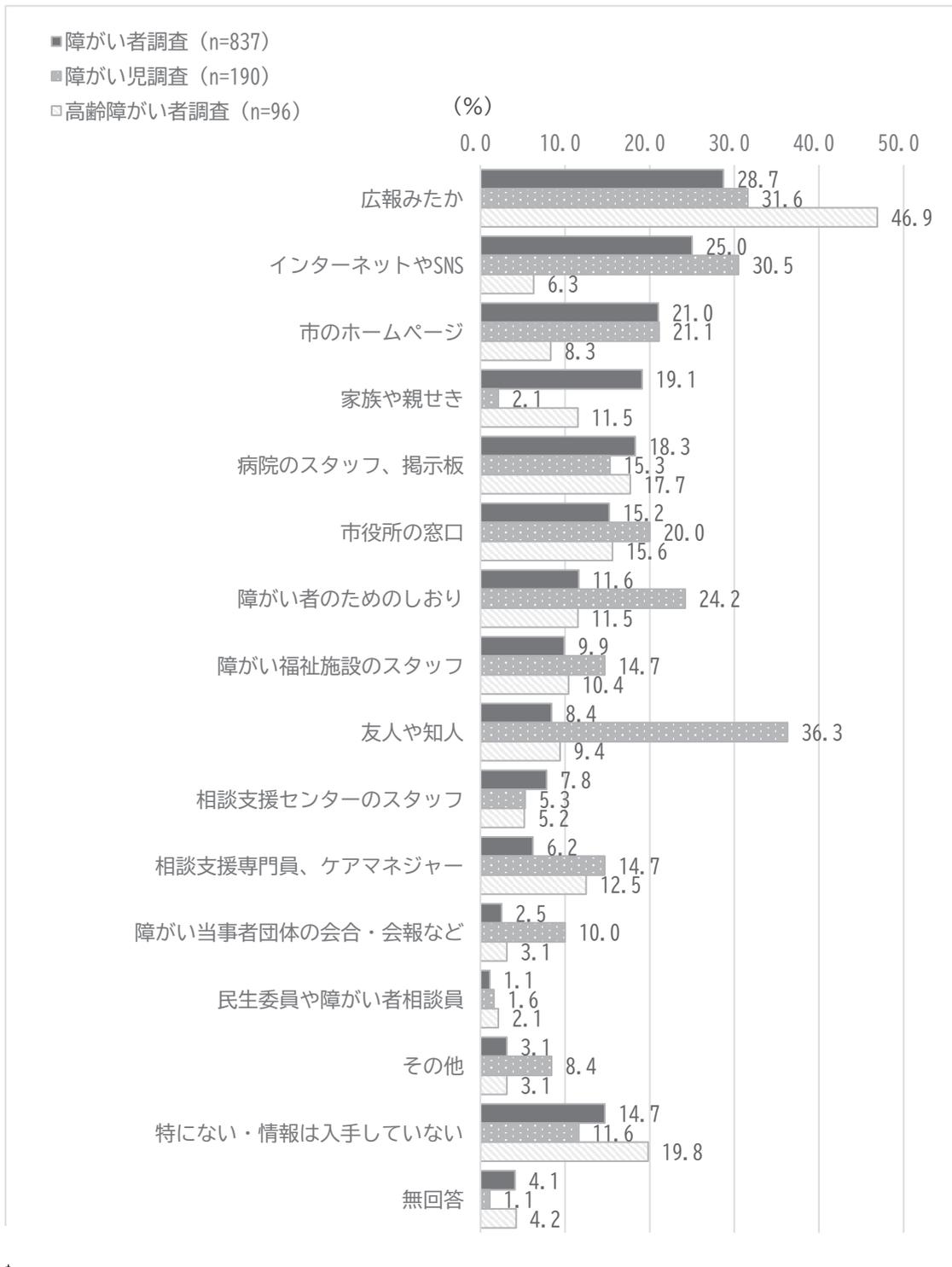
図表 過去1年間に差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるか



② 情報の取得について

福祉制度やサービス等の情報を入手する手段については、障がい者調査、高齢障がい者調査では「広報みたか」が最多となっているのに対し、障がい児調査では「友人や知人」が最多となっています。

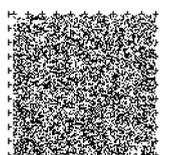
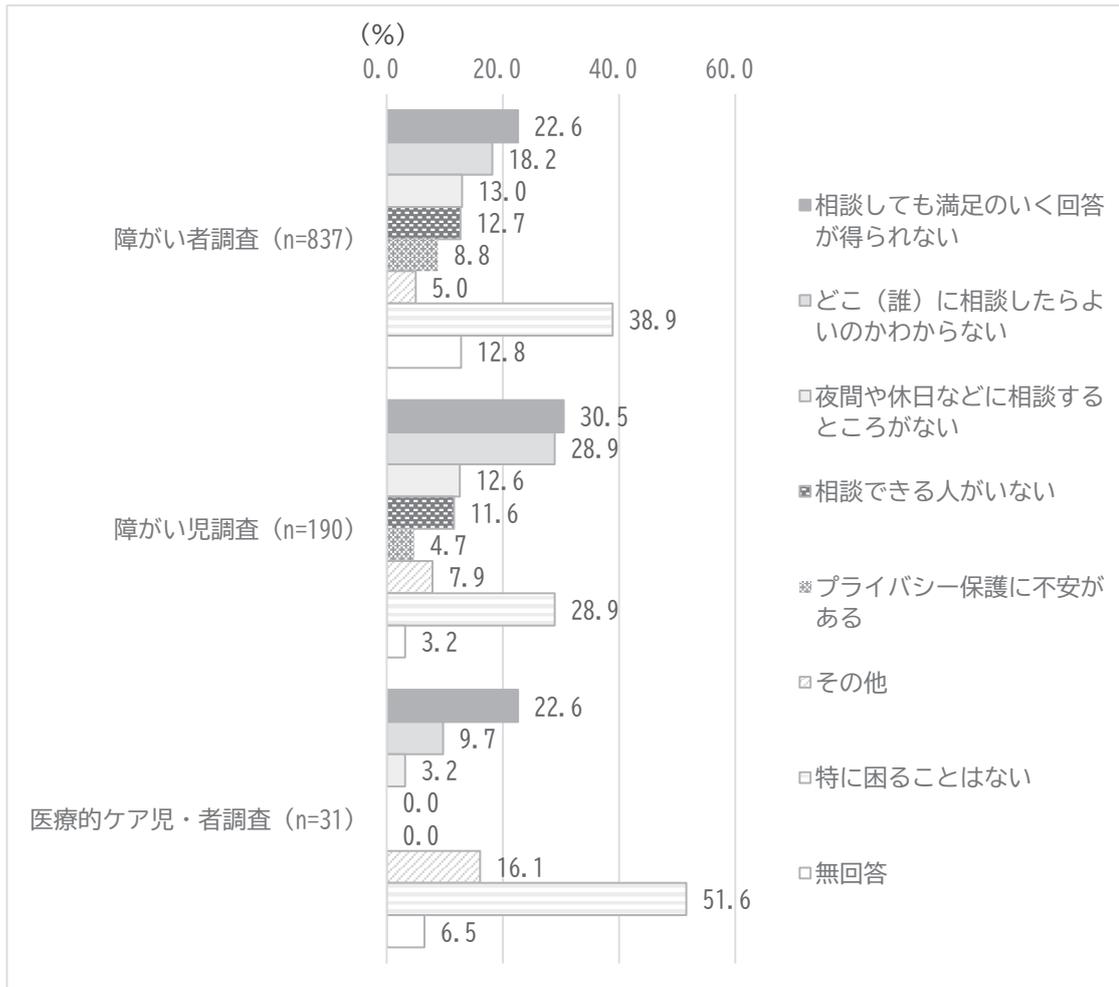
図表 福祉制度やサービス等の情報を入手する手段（複数回答）



③ 相談等について

相談で困ることについては、障がい者調査、医療的ケア児・者調査では「特に困ることはない」が最も多いのに対し、障がい児調査では「相談しても満足のできる回答が得られない」が最も多く、次いで「どこ（誰）に相談したらよいかかわからない」等となっています。

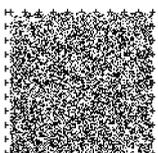
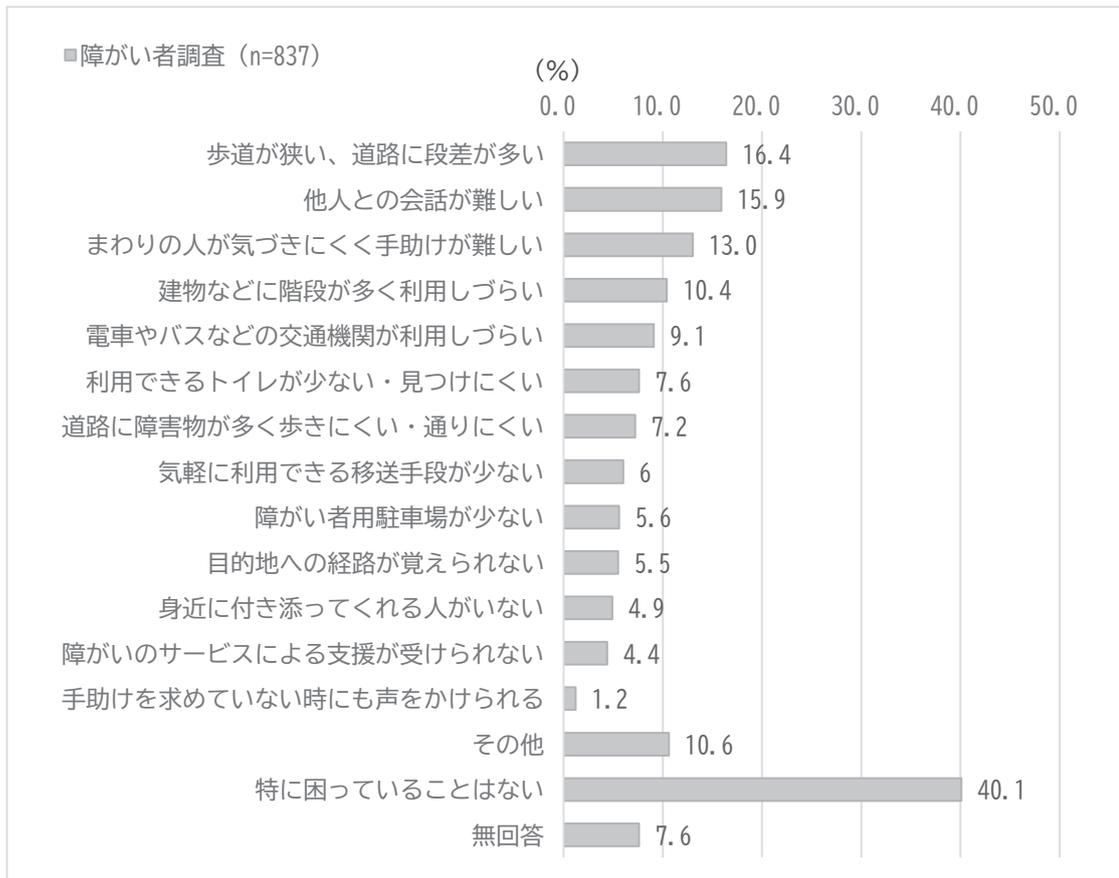
図表 相談で困ること（複数回答）



④ 外出時の困りごと

外出時に困ることについては、障がい者調査では「特に困っていることはない」を除くと「歩道が狭い、道路に段差が多い」が最も多く、「他人との会話が難しい」「まわりの人が気づきにくく手助けが難しい」等が続いています。

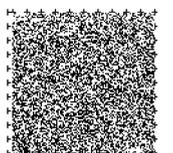
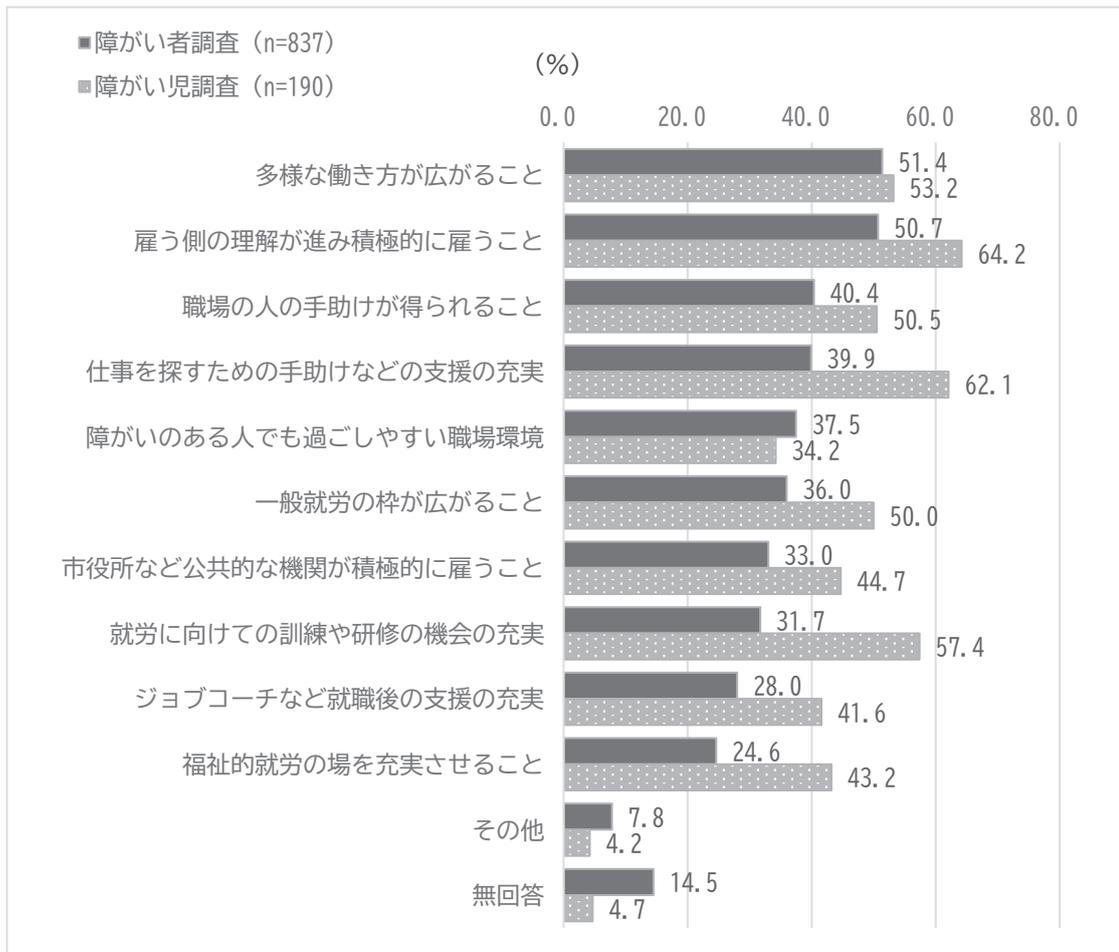
図表 外出時に困ること（複数回答）



⑤ 就労について

障がいのある人が就労していくうえで必要なことについては、障がい者調査では「多様な働き方が広がること」（51.4%）が最も多いのに対し、障がい児調査では「雇う側の理解が進み積極的に雇うこと」（64.2%）が最も多くなっています。

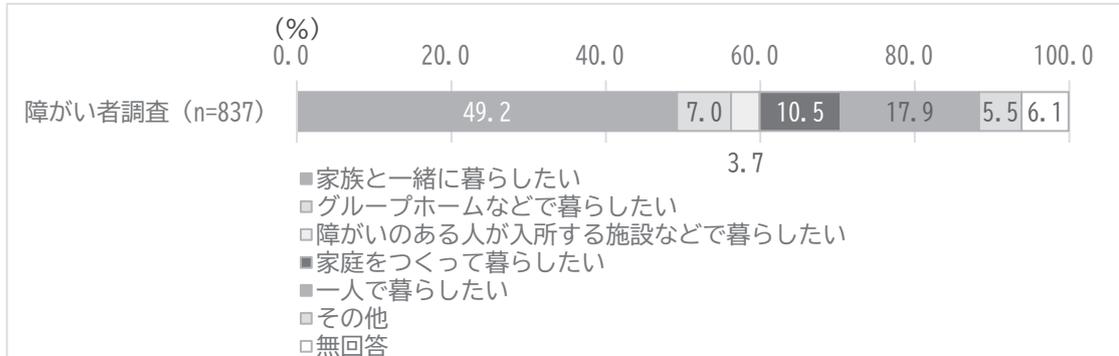
図表 障がいのある人が就労していくうえで必要なこと（複数回答）



⑥ 希望する暮らし方

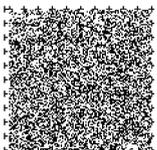
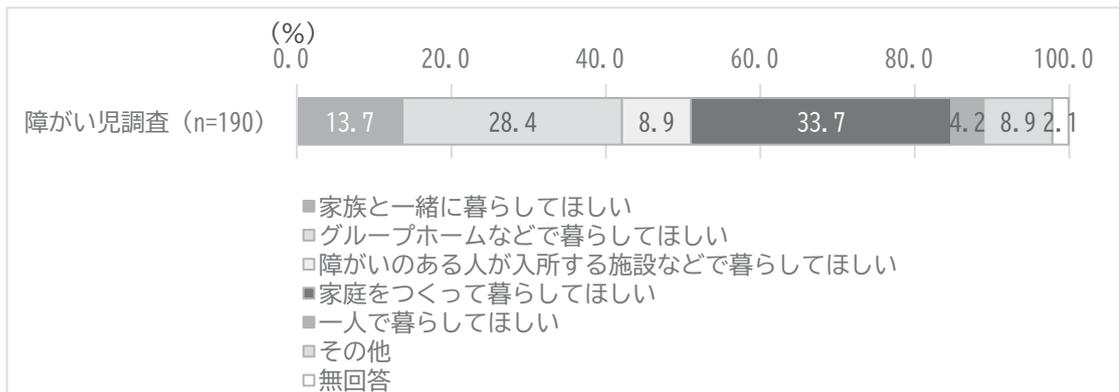
障がい者調査では、「家族と一緒に暮らしたい」が49.2%を占めています。

図表 希望する暮らし方（障がい者調査）



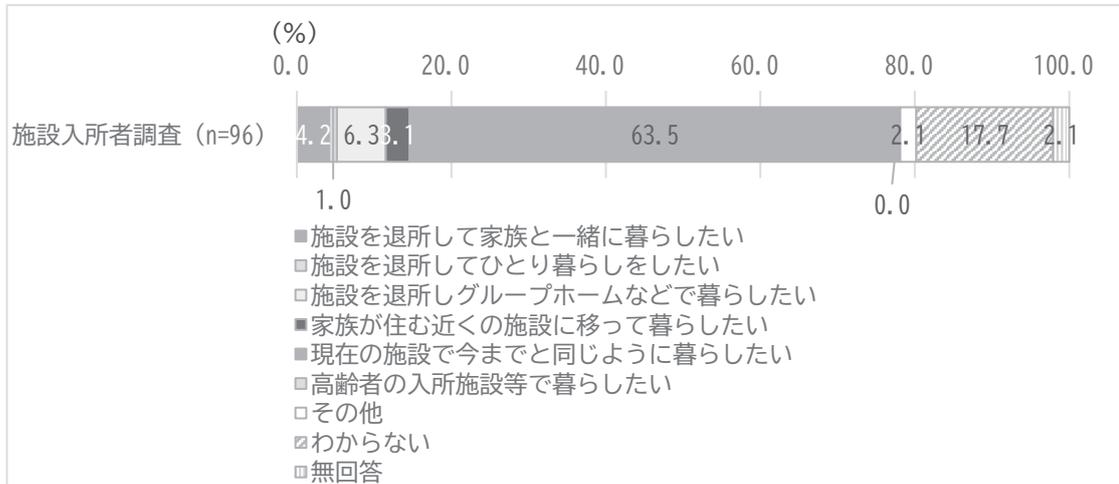
障がい児調査では、「家庭をつくって暮らしてほしい」が33.7%、「グループホームなどで暮らしてほしい」が28.4%を占めています。

図表 希望する暮らし方（障がい児調査）



施設入所者調査では、「現在の施設で今までと同じように暮らしたい」が63.5%、「施設を退所したい」人は11.5%となっています。

図表 希望する暮らし方（施設入所者調査）



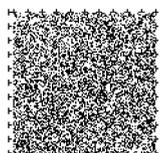
⑦ 災害について

災害時の備えで困ることについては、障がい者調査、障がい児調査では「備蓄を保管するスペースがない」が第1位となっているのに対し、医療的ケア児・者調査では「非常時に医療的ケアを受けられる環境がない」が、高齢障がい者調査では「一時避難場所や避難所の位置がわからない」が第1位となっています。

図表 災害時の備えで困ること
(全体・属性別—上位3項目／複数回答)

単位：%

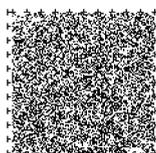
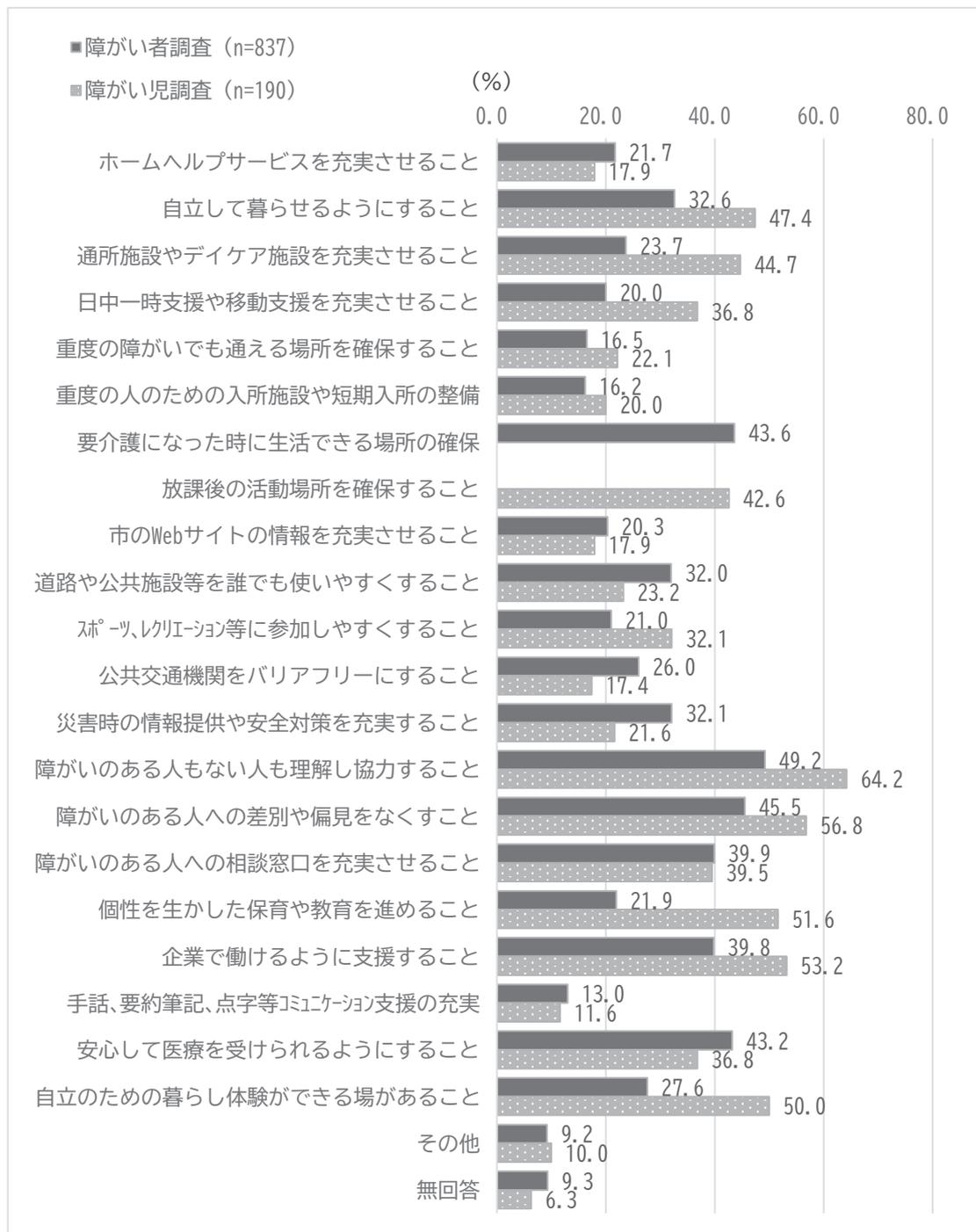
		第1位	第2位	第3位
調査種別	障がい者調査	備蓄を保管するスペースがない 24.9	備蓄を用意する経済的な余裕がない 21.5	特に困っていることはない 20.3
	障がい児調査	備蓄を保管するスペースがない 32.6	避難時における介助・支援者がいない 20.0	何を備蓄すればいいのかわからない 19.5
	医療的ケア児・者調査	非常時に医療的ケアを受けられる環境がない 48.4	その他 35.5	備蓄を保管するスペースがない 32.3
	高齢障がい者調査	一時避難場所や避難所の位置がわからない 26.0	非常時に利用できる手段が限られている 22.9	避難時における介助・支援者がいない 20.8



⑧ 三鷹市が今後重視すべき取組

三鷹市が今後重視すべき取組については、障がい者調査、障がい児調査ともに「障がいのある人もない人も理解し協力すること」が最も多くなっています。

図表 三鷹市が今後重視すべき取組（複数回答）



第4節 三鷹市の障がい者施策における課題と方向性

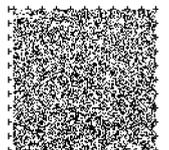
障がいの有無にかかわらず、地域社会で安心して暮らしていくために、障がいの重度化、高齢化及び難病等対象疾病の拡充等に伴うニーズへのきめ細やかな対応が求められています。地域で安心して暮らすために、地域の方々へ障がいへの理解を推進し支え合いの環境づくりを進めるなど、障がいのある人の人権が尊重され、住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていける「共生社会の実現」を目指します。

(1) 障がいに対する理解の拡大

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者に対しても「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになり、本市でも、障がいを理由とする差別の解消に向けた市民への広報・啓発活動を進めてきました。

一方で、実態調査の結果では、過去1年間に差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるかという設問に対し、障がい者調査・障がい児調査では「よくあった」が1割前後を占めているなど、障がいのある人や障がいそのものに対しての社会の理解が十分であるとは言えない状況であることがうかがえます。

共生社会の実現に向けて、多様な障がいの存在が広く認知されるよう、広報・啓発を今後も継続的に実施する必要があります。だれもが社会の大切な一員として尊重され、すべての人が社会に参画する機会を持てるよう、身近な地域における相互理解を深める機会を提供していくことが必要と考えます。また、「障害者差別解消法」の改正に伴い、令和6年4月から事業者の合理的配慮の提供が義務化されることの周知を図る必要があります。これ以外にも、地域で安心して生活していくには、障がいのある人の権利や財産を守るための取組（権利擁護）の重要性は更に高まっていくことが見込まれます。制度の正しい理解と利用につなげていく必要があります。



(2) 安心して暮らせる地域づくり

障がいのある人が安心して地域で暮らし続けるためには、安定した障害福祉サービスの提供が必要です。今後、人口減少が加速する中、担い手の確保と定着に向けて積極的な取組が求められます。

また、災害時における避難行動支援や避難生活に対する不安の軽減も課題の一つとなっています。

実態調査の結果では、災害時の備えで困ることとして、障がい者調査・障がい児調査で「備蓄を保管するスペースがない」、医療的ケア児・者調査で「非常時に医療的ケアを受けられる環境がない」、高齢障がい者調査で「一時避難場所や避難所の位置がわからない」が最も多くなっています。障がいのある人が高齢化することで、避難行動や避難所での生活に不安を抱える人は更に増えていく可能性が高くなっています。

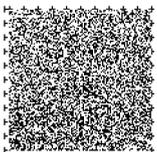
さらに、障がいのある人の重度化、高齢化に対応する「共生型サービス」を提供する事業者の参入の促進や「日中サービス支援型共同生活施設」等の施設整備への必要な支援も求められます。

(3) 障がいのある人の自己決定の尊重と相談支援機能の強化・充実

国が策定した「障害者基本計画（第5次）」では、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」を基本理念に定めています。障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であるという理解が、障がい者施策を推進するうえで重要な前提であると言えます。

本市においても、支援体制を構築していくうえで、障がいのある人本人の意思を尊重するため、意思を汲み取る、引き出す工夫が必要です。

さらに、あらゆる支援の入り口である「相談機能」について、障がいのある人やその家族等に寄り添い、受け止める場、個々の課題に向き合い解決に向けて共に歩む人がいる相談支援の充実が求められています。



(4) 生活支援と家族支援の充実

住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていくためには、生活の支援が重要です。実態調査の結果を見ると、障がい者調査では「家族と一緒に暮らしたい」が5割弱を占めています。障がいのある人が地域で暮らしていくうえでは、障害福祉サービスの充実はもちろん、市民、事業者、関係機関等と連携し、個々の障がいに合わせた支援の内容やあり方、方法等を検討していくことも必要です。

また、障がいのある人を最も身近で支える家族等に対しても、身体的・心理的負担の軽減を図ることは、障がいのある人の地域生活の希望をかなえるうえで不可欠です。

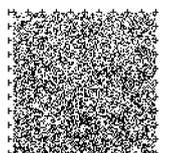
(5) 就労を含めた社会参加の推進

障がいのある人の社会参加を進めるためには、生活環境における物理的・心理的障壁が除去され、あらゆる人が暮らしやすいまちでなくてはなりません。

実態調査の結果では、外出時に困ることについてたずねたところ、「特にない」が最も多かったものの、「歩道が狭い、道路に段差が多い」(16.4%)等が続いています。移動における不便の解消、外出先の施設・設備のバリアフリー化は今後も課題の一つと言えます。障がいのある人が利用しやすい交通手段、施設の整備、コミュニケーション手段等社会参加を推進するためには、利用者の視点に立って進めていくことが求められます。

また、就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の一つです。実態調査の結果では、現在働いていない人のうち、41.5%が「今後就労したい」と回答しています。令和6年4月から障がいのある人の法定雇用率が段階的に引き上げられることになっており、企業側の受入体制の構築がますます重要になっています。あらゆる人が自身の状況や希望に合わせた多様な働き方ができる環境を整えていくことが、今後の課題の一つとなっています。

さらに、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがその能力や個性を発揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、ボランティアや生涯学習活動、スポーツ、芸術・文化活動等の活性化を図っていく必要があります。



(6) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供

少子高齢化の進展や社会状況の変化とともに、市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。障がいのある人に関連する生活課題を見ると、「親亡き後」の生活や「8050問題」等の課題は既存の障害福祉サービスだけでは解決が難しいものもあり、高齢福祉分野等との分野横断的な連携が強く求められるようになっていきます。

また、障がいのある人を支えていくうえでは、それぞれに合った支援を包括的・総合的に提供していく体制づくりが求められます。住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らしていけるまちづくりの一環として、庁内外の連携を更に強化していく必要があります。

さらに、包括的、総合的な支援を提供するためには、丁寧な「相談」が不可欠です。地域での「身近な相談」や専門家による「専門相談」を活用し、一人ひとりのライフステージに応じたサポートが切れ目なくつながるような相談支援が求められています。子どもから成人期、更には高齢期へとつながるための支援者同士の顔の見える関係を基盤とする連携の強化が必要です。

また、本人はもちろん、その家族や介助者に対するサポートについてもレスパイト事業の整備や当事者家族の家族会等の活動支援を行う等、障がいのある子どもの「育てにくさ」や成人した本人の「生きづらさ」に寄り添った支援体制の構築が必要です。

